平成２７年（フ）第１２０号
静岡県藤枝市小石川町３丁目４番17―202号
債務者　花村　美妃
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８号
沖縄県沖縄市胡屋１丁目９番１号　島アパートＡ203
債務者　佐久本文子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１９号
沖縄県中頭郡読谷村字高志保1330番地９
シャトレ高志保101
債務者　宮平　　晃
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１２９号
東京都国立市中３丁目８番地の４北島第８コーポ202
債務者　衞藤　研太
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ａ棟407号
債務者　宮内美枝子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４号
静岡市駿河区栗原27番10―306号
債務者　肥田　敦子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５号
静岡県浜松市中区和地山３丁目16―23　カサボニータ201号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区葵東２丁目15番28―1104号　ナイスステージ葵東
債務者　疋田由里子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１９１２号
福岡市博多区博多駅前３丁目３―12第６ダイヨシビル８階
破産者　株式会社アイヴィジョン
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４２２号
大阪府枚方市小倉町10番23―102号
破産者　勝川　義幸
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９１３号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府412番地12
破産者　堤　　陽一
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４４号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木50番地27
破産者　青木　美夫
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１０３６号
福岡市東区西戸崎３丁目５番15号
破産者　有限会社Ｊファクトリーズ
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０号
和歌山県御坊市湯川町財部581番地２
破産者　有限会社御坊あしべ
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第７１号
徳島市川内町金岡31番地の１
破産者　大和建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８号
茨城県北茨城市中郷町足洗592番地
破産者　茂木　芳子
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７４号
香川県高松市屋島西町1960番地５　アルファスマート屋島百石905号、旧住所徳島県徳島市川内町上別宮南25番地
破産者　武田　健司
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部